



SuMi TRUST 年金ニュース



(平成29年6月30日)

三井住友信託銀行 年金企画部

第19回社会保障審議会企業年金部会の開催について

平成29年6月30日、第19回社会保障審議会企業年金部会が開催されました。本ニュースでは同部会で行き上げられました主要な議題について、ご案内申し上げます。

I 議題

- (1) 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行等について
- (2) 確定給付企業年金のガバナンスについて
- (3) 厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会における議論の経過について

II 資料

当日配布された資料は以下のとおりです。

- ・議事次第

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000169625.pdf

- ・資料1-1 確定拠出年金の運用に関する専門委員会について

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000169626.pdf

- ・資料1-2 確定拠出年金の運用に関する専門委員会報告書

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000169627.pdf

- ・資料2 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の整備政省令の概要

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000169628.pdf

- ・資料3 企業年金連合会における投資教育共同実施の取組状況

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000169629.pdf

- ・資料4 i D e C o (個人型確定拠出年金) の普及推進の取組状況

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000169630.pdf

- ・資料5 確定拠出年金における自動移換について

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000169631.pdf

- ・資料6 確定給付企業年金のガバナンスについて

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000169632.pdf

- ・資料7 厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会の開催状況(平成28年4月1日～平成29年3月31日)に関する報告書

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000169633.pdf

- ・参考資料1 社会保障審議会企業年金部会委員名簿

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000169634.pdf

- ・参考資料2 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の概要

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000169635.pdf

- ・参考資料3 企業年金制度の現状等について

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000169636.pdf

III 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行について

1. 概要

- 平成29年6月6日に取り纏められた「確定拠出年金の運用に関する専門委員会報告書 ～確定拠出年金の運用商品選択への支援～」に関して森戸部会長代理及び事務局から報告があり、本報告書の内容を踏まえて政省令の作成を進めることが了承されました。
- その他、関係する政省令の概要及び整備状況の報告やiDeCo（個人型確定拠出年金）の普及促進の取組状況等の説明がありました。

IV 確定給付企業年金のガバナンスについて

1. 概要

- 「確定給付企業年金のガバナンスについて」は、前回の部会（[平成28年6月15日付SuMiTRUST年金ニュース](#)にてご案内）から継続している議題です。具体的には「総合型DB基金への対応」、「資産運用に係るルールの見直し」、「加入者等への説明・開示」について議論が行われました。具体的なテーマ毎の事務局（厚生労働省年金局企業年金・個人年金課 青山課長）からの説明及び委員から出された意見は次のとおりです。

(1) 総合型DB基金への対応

- 今回の部会では、総合型DB基金のガバナンス強化策に関し、代議員選任の具体的な基準、総合型DB基金における会計監査について、事務局から以下の説明がありました。詳細は[資料6](#)のP. 13～18及びP. 20～32をご確認ください。

総合型DB基金の代議員選任のあり方について	<ul style="list-style-type: none">○ 代議員の選任のあり方について、総代会制度の例も参考としつつ、選定代議員（事業主が選定する代議員）と互選代議員（加入者において互選する代議員）が同数であることを考慮し、以下のような基準としてはどうか。<ul style="list-style-type: none">▶ 選定代議員の数は事業主の数の10分の1（事業主の数が500を超える場合は50）以上とする。▶ 選定代議員の選定の都度、全ての事業主により選定を行うこととし、選定の方法は①事業主が他の事業主と共同で選定代議員候補者を指名する、②各事業主が独自の選定代議員候補者を指名する、③事業主が選定行為を現役員・職員以外の第三者（選定人）に委任する、のいずれかとし、各事業主が少なくとも①又は②を選択できるものとする。▶ 「基金の設立事業主の9割以上が所属する当該DBと異なる組織体であって、次の（ア）～（ウ）のいずれにも該当するものが存在する場合」には上記の代議員規制を適用しない。<ul style="list-style-type: none">（ア） 当該組織体は、その構成員である事業主に対して総合型DB基金への加入を義務付け又は推奨することを決議等しており、その決議等に基づく活動実績が確認できる。（イ） 総合型DB基金における方針決定の手続に先だって、当該組織体は、総合型DB基金の方針（総合型DB基金の実施及び解散、給付設計、掛金及び資産運用に関する方針）を組織決定している。（ウ） 当該組織体は、総合型DB基金の運営状況について定期的（四半期に1回程度）に報告を受け、当該報告を踏まえて今後の対応を必要に応じて検討するような体制が内部の委員会規定・定款等に定められており、それに沿った運営の事実が議事録等で確認できる。
総合型DB基金の会計監査について	<ul style="list-style-type: none">○ 総合型DB基金の会計の正確性の確保のためには、公認会計士による本格的な会計監査を導入することが有効と考えられる。○ しかし、現時点において、総合型DB基金において本格的な会計監査を導入することはコストの面から困難であると考えられることから、まずは、総合型DB基金の監事監査に帯同する等の形で公認会計士による合意された手続（AUP）を導入し、総合型DBにおける内部統制の向上を図ることとしてはどうか。

	<p>○また、その際、規模の小さな総合型DB基金への負担も考慮して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の総合型DB基金（貸借対照表（年金経理）の資産総額が20億円超）について、会計監査又は公認会計士による合意された手続（AUP）を受けることとする ・それ以外の総合型DB基金については、将来の会計監査等の導入を見据えて内部統制の向上を図るため、専門家（公認会計士・年金数理人等）による支援を受けることが望ましいとしてはどうか。 <p>○公認会計士による合意された手続（AUP）の着眼点、基準等の手続の詳細については、公認会計士協会、厚生労働省及び総合型DB基金関係者が連携しながら検討することとしてはどうか。</p> <p>○上記の取組により総合型DB基金の内部統制の向上を図ることで、総合型DB基金における本格的な会計監査の導入を目指してはどうか。</p>
--	---

○ 上記テーマに関して委員からは以下のような意見が出されました。

【総合型DB基金の代議員選任のあり方について】

- ・代議員数を増やすことがガバナンスの強化に繋がるのか疑問。周知・報告の方法を工夫することなどで対応できるのではないか。
- ・厚生年金基金が解散する中、総合型DBの制度の維持・普及が重要な時期であり、もっと現場の意見を聴くべきではないか。
- ・500を超えると50人以上の選任が必要、労使合わせると100人を超え、実務を考えると現実的ではない。
- ・代議員数よりもバランスと内容をどうするか検討することの方が重要ではないか。
- ・適用除外規定に関し、意思決定の過程が不明確になるという課題があるのではないか。

【総合型DB基金の会計監査について】

- ・公認会計士の会計監査ありきの議論となっており違和感がある。基金の規模や要員によっては対応できない懸念がある。
- ・AUPの実効性が不明確。
- ・AUPを使う場合の手数料水準が分からないと判断できない。
- ・資産総額20億円以上の基金が監査対象とされているが、企業年金制度は他の制度とは性格が異なるため、基準を100億円程度とすべきではないか。

(2) 資産運用に係るルールの見直し

○ 資産運用に係るルールの見直しについて、運用の基本方針・政策的資産構成の策定、資産運用ガイドラインの見直しに関して、事務局から以下の説明がありました。詳細は[資料6](#)のP. 37～40、P. 42～65をご確認ください。

運用の基本方針、政策的資産構成割合の策定について	<p>○運用の基本方針については、小規模DBに策定義務はなく、また政策的資産構成割合の策定については努力義務とされているところ。（確定給付企業年金法施行規則第82条及び第84条）</p> <p>○しかし、一定の予定利率を確保する必要のあるDB制度においては、運用の基本方針や政策的資産構成割合なしに安定的な運営は困難と考えられるため、すべてのDBにおいて運用の基本方針及び政策的資産構成割合の策定を義務付ける（※）こととしてはどうか。</p> <p>※運用の方法が生命保険一般勘定に限定され、その旨を規約に定めた上で承認を受ける受託保証型確定給付企業年金を除く。</p>
資産運用ガイドラインの見直しについて	<p>○DBの資産運用ガイドラインについて、以下の見直しを行うこととしてはどうか。</p> <p>①資産運用委員会</p> <p><input type="checkbox"/> 資産規模100億円以上のDBに資産運用委員会の設置を義務づける。</p> <p>②分散投資</p> <p><input type="checkbox"/> 分散投資の重要性等に鑑み、分散投資を行わない場合には基本方針への記載及び加入員への周知を求めるとともに、運用委託先が特定の運用機関に集中しないための方針を定めることとする。</p>

	<p>③オルタナティブ投資</p> <p>□ オルタナティブ投資について、注意喚起を促す意味からも、運用の基本方針の節に新たに項目を設けて、運用の基本方針にその位置づけ等を記載し、運用機関の選任及び商品選択等についての留意事項を示す。</p> <p>④運用受託機関の選任・評価</p> <p>□ 厚年基金ガイドラインに記載されている事例を追加するほか、「内部統制の保証報告書」、「投資パフォーマンス基準（GIPS）」を運用受託機関の選任・評価の際の定性評価項目の一つとして例示する。</p> <p>⑤運用コンサルタント</p> <p>□ 運用コンサルタント会社の信頼性及び中立・公正性を担保する観点から、運用コンサルタントは金融商品取引法上の投資助言・代理業者であるとともに、その採用の際に運用受託機関との間で利益相反がないか確認することとする。</p> <p>⑥代議員会・加入者への報告・周知事項</p> <p>□ 厚年基金ガイドラインでは、ガバナンスや情報開示の観点から、資産運用に関して運用受託機関の選任・評価状況などを代議員会に報告するとともに、資産運用委員会の議事記録を保存し、議事概要を加入員に周知することとされた。DBのガイドラインでも、規約型のDBがあることに留意しつつ、同様の見直しを行う。</p> <p>⑦スチュワードシップ責任・ESG</p> <p>□ スチュワードシップ・コードの受け入れや取り組み、ESGに対する考え方を運用受託機関の選任・評価の際の定性評価項目とすることを検討すること、スチュワードシップ・コードを受け入れている運用受託機関に、利益相反についての明確な方針の策定などの取り組みを求め、運用機関からのスチュワードシップ活動報告を受けること、当該報告を代議員会への報告・加入者等への周知事項に加えることが望ましい旨を記載する。</p>
--	---

○ 上記テーマに関して委員からは以下のような意見が出されました。

【資産運用ガイドラインの見直しについて】

- ・スチュワードシップ責任については、運用受託機関からの報告を受けることで良いのではないかと。

(3) 加入者等への説明・開示その他

○ 加入者等への説明・開示その他の見直しに関して、事務局から以下の説明がありました。詳細は[資料6](#)のP. 67～79をご確認ください。

<p>加入者等への説明・開示について</p>	<p>○DBの業務概況の周知の内容をみると、年金制度を理解する上で必要なものが網羅されていると言えるのではないかと。</p> <p>○積立金の積立率や資産の構成割合の状況については、DB全体との比較※1を可能とする等の工夫を行うことで、当該DBの状況がよりわかりやすくなる可能性があるのではないかと。</p> <p>※1 厚生労働省においても、DB制度全体の統計（貸借対照表、損益計算書、積立水準等）を公表することにより、比較情報の充実を図る予定。</p> <p>○その他、加入者等に当該企業の退職金制度の全体像及びその中でのDBの位置付けが分かる資料を開示すると、加入者等のDB制度への関心・理解が深まることと期待できるのではないかと。</p> <p>○また、上記の工夫について、DBを実施する事業主又は基金に対し呼びかけるため、ガイドライン※2に加入者等へわかりやすく開示するための工夫を講ずることが望ましい旨を盛り込んでどうか。</p> <p>※2 確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて（通知）</p>
------------------------	---

○ 上記テーマに関して委員からは以下のような意見が出されました。

- ・加入者には分かりやすく説明するようにして欲しい。
- ・各社の労使間で行う対応として、基金への義務とすべきではない。
- ・規約型に関しては、労使で議論した制度であり、事業主から労働組合への報告として欲しい。

2. 今後の検討について

- 本議題については、次回以降も引き続き検討することとなりました。

V その他

- 厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会の開催状況等について、事務局から資料に沿った説明がありました。
- 次回部会の日程については、各委員のスケジュールを調整した上で決定すると事務局から報告がありました。

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 〔電話番号〕03-6256-3581